（別紙１）

令和９年度江戸川区食事支援ボランティア派遣事業 業務委託事業者選定基準

１　基本的事項

選定は「令和９年度江戸川区食事支援ボランティア派遣事業業務委託事業者選定委員会」が行う。

第一次審査は書類審査、第二次審査はヒアリングを実施する。審査の実施にあたっては「内容評価」と「価格評価」を行い、以下の視点に基づいて評価ポイントを設定し、ポイント総計の高い順に決定する。

なお、選定にあたっての最低基準点は評価ポイントの５割を満たすこととする。

２　選定基準

評価項目		評価の着眼点
内容評価点	事業実施の目的と姿勢、理念等について	・法人として本業務を行う上での目的 ・対象家庭への理解、本事業により期待される効果について ・区への報告・連携の在り方について
	事業運営内容について	・対象家庭の状況把握及び関係性の構築について ・食事支援ボランティア派遣の調整について ・食事支援ボランティア派遣による支援内容について
	食事支援ボランティアの管理体制等について	・食事支援ボランティアの管理及び人材育成について ・食材費や派遣費の支給及び管理について ・個人情報の取り扱い、事故防止、衛生管理について
価格評価点	本事業に係る価格設定	・価格設定の妥当性

３　その他

次の要件に該当した場合は、適正審査の対象から除外する

（１） 提出書類に虚偽または不正があった場合

（２） 所定の日時及び場所に事業実施計画書を提出しない場合

（３） 一つの参加事業者が複数の事業実施計画書を提出した場合

（４） 誤字、脱字により提案内容が不明確である場合

（５） 本プロポーザルに関する資格、条件等に違反した場合

（６） 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

（７） 本プロポーザルへの申込後に令和９年度江戸川区食事支援ボランティア派遣事業業務委託事業者選定委員及び特別職を含む区職員（所管課への手続き等に関するものを除く）に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

（８） その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為をおこなった場合